

景観配慮協議結果通知書

鎌倉景第2018号1
令和4年（2022年）3月17日

服部 美里 様
赤座 里奈 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 3-27 号	
土地利用類型 の 名 称	谷戸の住宅地	
景 観 地 区	<input type="checkbox"/> 内 () <input checked="" type="checkbox"/> 外	
行 為 の 場 所 (地 名 地 番)	鎌倉市大町三丁目1809番1ほか1筆	
行 為 の 種 類	建 築 物	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発	<input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内 (<input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区) <input checked="" type="checkbox"/> 外	
協 議 事 項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷戸は、鎌倉の特徴的な地形であり、社寺、武家屋敷、別荘など古くから土地利用が行われてきた場所でもある。 ・静かで落ち着いた雰囲気を持つ面もある一方で、道路幅員が狭く、また地形的な制約から行き止まりとなる道路が多く、防災上の問題がある。 ・緑に囲まれた戸建住宅を主体とする中に、今も近代鎌倉を象徴する邸宅が見られ、鎌倉らしい魅力的な景観が形成されている場所であるが、敷地の細分化やそれに伴う宅地内の緑の減少など、住環境の低下や街並みの魅力喪失といった課題がある。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外壁は基準内の色彩となっている。 ・コンクリートブロックは化粧仕上げとなっている。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>	
備 考		